

桶川市巡回指導員設置要綱

(平成12年5月23日教育長決裁)

(設置)

第1条 この要綱は、少年をとりまく環境の浄化、望ましい環境づくりをめざし、パトロール行動を少年達に意識させ、問題行動を予防することを目的として、弱い心をもつ少年を助け励ます「指導育成活動（一声パトロール）」を行うために、桶川市巡回指導員（以下「指導員」という。）を設置する。

(指導員の委嘱)

第2条 指導員は、少年の育成及び指導に関係ある機関、団体並びに民間有志のうちから桶川市青少年健全育成市民会議会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(指導員の任期)

第3条 指導員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 指導員に欠員が生じた場合における補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定数)

第4条 指導員の定数は、会長が定める。

(指導員の任務)

第5条 指導員は、次の活動を展開し、地域の少年に関する意識の啓発をあわせて行う。

- (1) 少年の街頭指導及び育成に関すること。
- (2) その他業務の遂行に必要な事項（万引きの防止、有害環境の浄化及びたまり場の解消等）

(街頭指導)

第6条 街頭指導は、市内を7地区に分けて実施する。

- (1) 実施時期

ア 毎月 2 回

イ 夏祭り

(2) 巡回場所

ア 街頭 繁華街、神社等の境内、公園

イ 娯楽施設 ゲームセンター、パチンコ店

ウ その他の施設 スーパー等の大型店、喫茶店

2 前項の規定にかかわらず、会長は、街頭指導の実施時期及び巡回場所を変更し、定めることができる。

3 指導員は、街頭指導の終了後遅滞なく様式第 1 号の巡回指導報告書を提出し、必要に応じて様式第 2 号の個別指導報告書を提出するものとする。

(連絡員)

第 7 条 指導員の互選により、各地区ごとに連絡員を 1 名置くものとする。

2 連絡員は、各地区連絡員会議、関係機関、団体との連絡を行う。

(指導員証の携帯)

第 8 条 指導員は、様式第 3 号の桶川市巡回指導員証を常に携帯し、指導員としての自覚を持って行動し、活動時は腕章を着用するものとする。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 5 年 6 月 6 日市長決裁)

この要綱は、平成 1 5 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

巡回指導報告書

平成 年 月 日

桶川市青少年健全育成市民会議会長 様

1	巡回日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分
2	地区名	地区
3	巡回指導員名	
4	巡回場所	街頭（繁華街、神社等の境内、公園） 娯楽施設（ゲームセンター、パチンコ店） その他の施設（スーパー等の大型店、コンビニ店）
5	声かけ人数	計男 名 小学生男 名 中学生男 名 高校生男 名 女 名 女 名 女 名 女 名
6	問題行為区分	喫煙 飲酒 けんか 不良交友 怠学 不健全娯楽 不健全性行為 薬物乱用 万引き 乗り物 その他
7	気づいたこと 危険箇所など	

【連絡先】 教育委員会生涯学習文化財課 786-3211（代表） FAX 786-0334
 上尾警察署生活安全課 773-0110 内線 243
 駅前交番 771-1114 若宮交番 787-3895
 川田谷駐在所 787-0010 坂田交番 728-4701

《報告書の提出方法》 FAX 786-0334 またはメール shogai@city.okegawa.lg.jp

- 《提出時の注意》
- ・ FAX は上記の用紙を使用する。
 - ・ メールには必ず題名に「巡回指導報告」と記入し、文章には番号、内容を入れてください。

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

個別指導報告書

平成 年 月 日

桶川市青少年健全育成市民会議会長 様

巡回日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 午前・午後 時 分
地区名	地区
巡回指導員名	
指 導 事 項	
1 対象者 学校名 _____ 学年 ____ 年 氏名 _____ 男・女	
2 指導場所	
3 問題行為区分 喫煙 飲酒 けんか 不良交友 怠学 不健全娯楽 不健全性行為 薬物乱用 万引き 乗り物 その他	
4 指導及び留意事項	

【連絡先】 教育委員会生涯学習文化財課 786-3211 (代表) FAX 786-0334
教育委員会学校支援課 786-3211 (代表) FAX 786-0334
上尾警察署生活安全課 773-0110 内線 243

様式第 3 号（第 8 条関係）

(表)

第 号
桶川市巡回指導員証
氏 名
住 所
上記の者は、桶川市巡回指導員であることを 証明する。
平成 年 月 日発行
有効期限 平成 年 月 日
桶川市青少年健全育成市民会議会長

(裏)

注 意 事 項
1 記載事項に変更が生じたとき、又は 紛失したときは届け出ること。
2 この証明書を不正に使ったり、譲っ たりしないこと。
3 巡回指導員の資格を失った場合は、 ただちに返納すること。